

特集 ◎ 全国一律最低賃金をめぐる諸問題

全国一律最賃制確立の重要性と課題

小越洋之助

はじめに

日本経済のグローバル化において歴代自公政権、なかんずく安倍内閣の大企業優先の成長戦略、財界の飽くなき蓄積要求によって、所得や富が一握りの富裕層、大企業に集中し、その下での労働者・労働者の雇用条件・労働諸条件が悪化している。この現実において若者、高齢者を問わず、労働者の所得の低下が進行し、貧困と格差が広がっている。ワーキングプア問題は多くのメディアでも取り上げられ、同時に「中間層の疲弊」も語られる状況である。組織労働者、未組織労働者を問わず、生活が苦しい、生活できないという状況が広がっている。このことに対して、資本との対抗軸、カウンターパートを担うべき労働組合の必要性と社会的意義が改めて問われている。

本稿では日本の貧困化について多少の記述を行い、その根源にある「賃金の下位層」に置かれた多数の非正規労働者、未組織労働者の賃金を制度的に引き上げる最低賃金制に焦点を当て、とくに全国一律最賃制の動向について、先進国の最近の事例を参考にしつつ、日本の著しく遅れた最賃制の現状や、全国一律最賃制の必要性と課題、その今後の展望について、筆者の意見を加えて記述してみたい。

1 労働者の貧困の現状をどう捉えるか

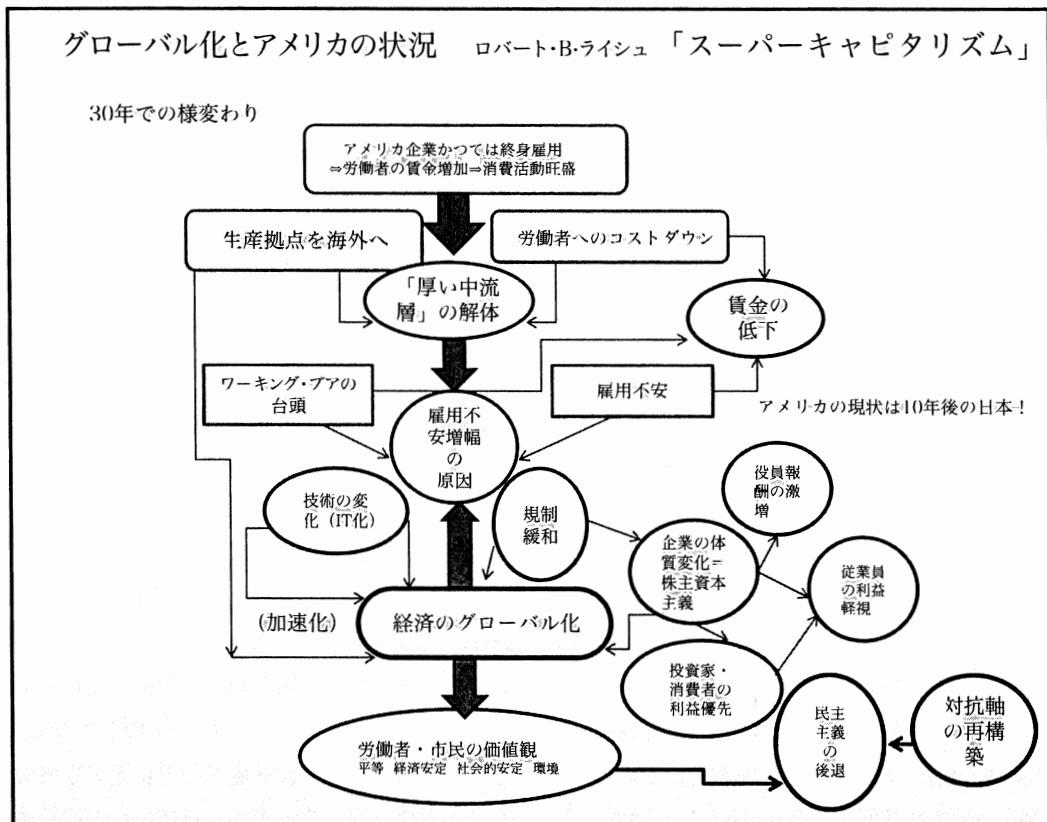
1) アメリカ研究者の分析から

ワーキングプアの増大、「中間層の減少」は先進資本主義国で共通の現象であるが、日本ではとくにアメリカの後追いの状況にある。

ロバート・B・ライシュ（カルフォルニア大学バークレー校教授）は、グローバル経済の特徴となるアメリカ企業の多国籍企業化とその影響を説明している。図1はその労働者への影響を筆者なりに理解し図示したものである。

アメリカ大企業の多国籍企業化によるグローバル資本主義を、ライシュは「スーパー資本主義」と表現した。要約すれば、アメリカの大企業の海外展開は国内産業と雇用の空洞化の招来、海外との競争を理由に労働者への人件費削減を推し進める。賃金の低下や雇用不安は「分厚い中間層」の減少・その疲弊、「働く貧困層」を生み出した。それらは自動的に行われるのではなく、IT革命を背景とし、金融業などの企業経営を有利にさせるさまざまな規制緩和、同時に株主資本主義という企業の体質変化がバックにある。1950～60年代まではアメリカ企業はさまざまなステークホルダー（従業員、消費者、顧客、株主）を念頭に企業経営を行ってきた。だが1980年代は株主価値の重視に企業経営をシフトし、投資家や金融業、大企業の最高経営幹部（CEO）に法外な報酬を与えた。他面、労働者・従業員はリストラによる

図1 グローバル化とアメリカの状況



資料：ロバート・B・ライシュ『暴走する資本主義』(2008年、東洋経済)を参考に筆者の理解により図示。

解雇、賃下げなどを頻発させられた。少数の大企業経営幹部、ウォール街（証券、銀行業など）の幹部、投資家など少数の富裕層はますます富を増加させたが、逆に貧困層の増加、「中間層」の疲弊により両者の所得格差は広大に広がった。民主主義の後退の危機であり、労働組合の活性化などの対抗軸の構築が必要である、と。

さらに、ライシュは、近著『最後の資本主義』において「働く貧困層」「中間層の疲弊」が増加した背景・原因を指摘している。第1に、景気低迷期における「中間層」の疲弊。具体的には人件費削減、外注の増加、オートメーションによる代替、直接的な賃下げなどで、解雇・失業により彼らは、賃金水準が低い地域のサービス産業（小売業、ファストフード業など）に転落したこと、第2に、連邦最低賃金の低い水準での長期凍結、

第3に、「福祉から就労」への政策変更、を挙げている⁽¹⁾。

「中間層の疲弊」は、本書でライシュがとくに強調している点であり、多くの富と所得が少数の高額所得層・富裕層に向かう動きの進行の中で、この層の賃金は低下し、消費を維持するために厳しい自助努力を迫られた。1970年代、80年代は妻、母親による多就業化、1990年代は長時間労働の強制、2000年代は借金づけになった。貧困層はさらに厳しい解雇や再就職の困難を生んだ。再就職できても、賃金や手当の切り下げが直撃する。まさしく貧困層の増大と「中間層の疲弊」は無関係ではなく、連動しているのだ、と。

2) 日本の貧困の特徴について

さて、ライシュの指摘を参考にして日本の現状

をみよう。

高度成長期には、日本の労働者は、経済成長における分け前、その一部を受け取ることが可能であった。また、若年労働力不足は深刻で、初任給の上昇は1973年頃まで続いた。その給源は農業から供給され、「初代労働者」が増えた。雇用は正規雇用が中心で、いわゆる終身雇用が慣行化し、昇給が保障された。1960年代後半からのインフレの下では、労働組合はインフレ阻止闘争でストライキを行い実質賃金の上昇が担保された。マイホームの購入や、子女の高等教育までの進学の可能性の広がり、ベビーブームによる出生率の上昇により人口も増加した。

貧困層はむろん存在していたが、それは団塊世代が享受した「一億総中流」の影に隠れていた。

だが、いまの現実はどうか。安定した正規雇用の機会は減少し、失業・半失業層は減らず、非正規雇用が約40%である。2016年平均で、役員を除く雇用者総数5372万人中、非正規は2016万人37.53%（「労働力調査詳細集計」）、年収200万円以下の「ワーキングプア」2015年1130万人（国税庁「民間給与実態調査」）である。それは若者と高齢者に多い。

派遣労働が自由化され、新しい技術革新を利用して、労働者の「賃労働」の本質をはぎ取り自営業主化させる動きも登場している。賃金は1998年以降恒常に低下している。長時間労働・過密労働が常態化し、過労死や過労自殺が社会問題になっている。「ブラック企業」が流行語大賞となり、高齢化だけでなく、労働力の世代的再生産に危機をもたらす少子化、人口減少が顕在化している。社会保障は抑制、削減され、それを営利化=産業化させる政策すら進行している。

ここで挙げた例はすべてが貧困化の指標である。かつて、マルクスが『資本論』で展開した資本の蓄積の対極としての労働者階級の側における「貧困、労働苦、奴隸状態、無知、野蛮化、および道

徳的堕落の蓄積」とした貧困化の規定は今日でも姿を変えて生きているのである。

貧困というと、われわれはまず生活の貧困、社会保障の貧困を想起する。それはむろん誤りではない。ただし労働条件や雇用関係、企業内における上司からのパワハラ、セクハラ、労働者の企業内、地域における孤立化、孤独化、頼れる仲間がないない、あるいは余暇の活用、文化や芸術に接近できないなどの社会関係、文化からの排除も貧困化の指標である。

グローバル化した経済体制が進行している今日、とくに「労働の貧困」にまず注目すべきであろう。近年の日本ではアメリカほどでなくても、富裕層の富の増加、大企業経営者の報酬の激増、大企業の内部留保の増大、その対極として貧富の格差の拡大、ワーキングプアの増加が顕在化、可視化している。筆者は日本における「労働の貧困」をまず雇用条件の貧困として、①「働き過ぎ、働くせ過ぎ」による貧困、②「雇用の不安定・半失業」による貧困、③「生活できない低賃金と昇給の展望なし」による貧困にさしあたり整理した。また、低賃金層の増大と「中間層」の賃金の低下（下方分解）を論証した⁽²⁾。

ここではその視点から、非正規労働者層・貧困層に直接影響する日本の最賃制に注目した。本稿はいわばその分析の延長線であり、現行最賃制の問題点、対応軸の一つとしての全国一律最賃制をめぐる諸課題について以下展開したい。

2 日本の最低賃金制の特徴—「貧困最賃」「格差最賃」「社会的標準の欠如」

1) 貧困最賃について——「貧困線」と最賃制の比較

日本の最賃制の根本的欠陥は、①その水準が貧困ラインと大同小異であり、独立した生活ができないこと（貧困最賃）、②地域別最賃の弊害が露

骨に現われ、地域格差が膨大化していること（格差最賃）、③最賃の「社会的標準の欠如」に整理した。現行の最賃制については、このほか、①決定基準として事業の支払能力が大手を振っていること、②審議会委員、とくに労働者側委員任命が公正ではないこと、③「最賃と生活保護との整合性」（改正最賃法第9条3項）が実現していないことも挙げておきたい。

第1の貧困最賃と規定するには、「相対的貧困率」との対比が必要である。

表1は総務省による相対的貧困率（総世帯）の結果である。表示のように1999年～2014年には中央値は312万円から263万円と49万円も下落した。その2分の1未満の貧困線も156万円から132万円と24万円も下がった。2014年は5年前と比較して中央値は7万円、貧困線は3万円も低下している。

これは人口の高齢化、高齢者の退職による収入の低下を反映していると思われるが、可処分所得の低下による貧困層の対象の変動による貧困線への影響もある。その背景には勤労者層の賃金や営業収入の低下、税・社会保険料の負担増大による「中間層の疲弊」があるとの指摘もある。（「しんぶん赤旗」2017年1月29日、31日号の分析参照）

この貧困線を地域別最賃の水準と比較したい。

2016年10月に改定し、2017年発効している現在の最賃時間額は加重平均値で823円、最高額（東京で932円）、最低額（沖縄県、宮崎県で714円）である。加重平均額について月額換算すれば、①政府基準の173.8時間で14万037円、②150時間換算で12万3450円、③1日8時間22日就労で14万4848円である。

「相対的貧困率」との対比では、この名目最賃額に税・社会保険料を控除した可処分所得ベース

表1 相対的貧困率（総世帯）

	1999年 (平成11年)	2004年 (16年)	2009年 (21年)	2014年 (26年)
	%	%	%	%
相対的貧困率	9.1	9.5	10.1	9.9
世帯主の年齢階級別				
30歳未満	15.2	15.7	15.6	12.0
30～49歳	7.1	7.2	7.7	6.6
50～64歳	7.7	8.4	9.6	9.5
65歳以上	15.0	14.1	13.7	13.6
世帯類型別				
単身	21.5	19.6	21.6	21.0
大人1人と子供	62.7	59.0	62.0	47.7
2人以上の大人のみ	7.2	7.9	8.3	8.9
大人2人以上と子供	7.5	7.8	7.5	6.6
中央値	万円	万円	万円	万円
貧困線（中央値÷2）	312	290	270	263
	156	145	135	132

注1：世帯主の年齢階級別及び世帯類型別の相対的貧困率は、統計表〔(全国)分析表：第84表〕から計算している。

注2：相対的貧困率は等価可処分所得（税・社会保険料を控除した手取り所得）の中央値の2分の1未満。

資料：総務省『平成26年全国消費実態調査』2016年10月31日。

にする必要がある。中央最低賃金審議会（中賃）が生活保護との比較で使用してきた沖縄県の最賃における可処分所得比率は2012年で0.849である。便宜上、約15%とみて計算すると、①は11万9031円、②10万4933円、③12万3121円であり、いずれも2014年の貧困線132万円を下回っている。日本の最賃は貧困ライン未満なのである。

いうまでもなく、この水準は労働者がまともに生活できる水準ではない。その水準が単身者としての労働者の最低生計費にすら到達していないことは別稿で論じられているとおりである。

日本の最賃制自体が地域別の業者間協定（中学卒女性の初任給協定）から出発し、その後中高年女性パート労働等が主体の地域別の産業別最賃や地域別最賃に変わった。この根本的発想には、最賃の対象はジェンダー差別を内包する「家計補助型」でよしとする政策があった、と考えられる⁽³⁾。現在の労働市場では、男性主体の年功賃金体系が崩れ、非正規雇用の増加、男性による低賃金のパート・アルバイトへの参入も広がっている。女

〈特集〉 全国一律最低賃金をめぐる諸問題

性も独立志向が増えているのに、最賃が家計補助的水準という矛盾が顕在化している。

2) 安倍首相の最賃 3%引き上げをどうみるか

安倍内閣は「1億総活躍社会」なる主張の中で、

名目成長率を 3%引き上げる一環として最低賃金を 2016 年度より年 3%ずつ増加する、という方針を示した（「日経」2015 年 11 月 25 日）。

安倍首相は 2016 年の最賃引上げ 3%を実行し

た。これは安倍首相の非正規労働者への「人気取

表 2 最低賃金を 3%ずつ引き上げた場合のシミュレーション

全労連・国民春闘共闘委員会

ランク	都道府県	2015	格差額	2016	改定額	差額	2017	2018	2019	2020	合意差額	2021	2022	2023	格差額	2024	2025	格差額
C	北海道	764	-143	787	786	-1	811	835	860	886	-114	912	940	968	-37	997	1,027	-192
D	青森	695	-212	716	716	0	737	759	782	806	-194	830	855	880	-124	907	934	-285
D	岩手	695	-212	716	716	0	737	759	782	806	-194	830	855	880	-124	907	934	-285
C	宮城	726	-181	748	748	0	770	793	817	842	-158	867	893	920	-85	947	976	-243
D	秋田	695	-212	716	716	0	737	759	782	806	-194	830	855	880	-124	907	934	-285
D	山形	696	-211	717	717	0	738	761	783	807	-193	831	856	882	-123	908	935	-284
D	福島	705	-202	726	726	0	748	770	793	817	-183	842	867	893	-112	920	947	-272
B	茨城	747	-160	769	771	2	792	816	841	866	-134	892	919	946	-59	975	1,004	-215
B	栃木	751	-156	774	775	1	797	821	845	871	-129	897	924	951	-53	980	1,009	-210
C	群馬	737	-170	759	759	0	782	805	829	854	-146	880	906	934	-71	962	990	-229
B	埼玉	820	-87	845	845	0	870	896	923	951	-49	979	1,008	1,039	34	1,070	1,102	-117
A	千葉	817	-90	842	842	0	867	893	920	947	-53	976	1,005	1,035	30	1,066	1,098	-121
A	東京	907	0	934	932	-2	962	991	1,021	1,051	51	1,083	1,115	1,149	144	1,183	1,219	0
A	神奈川	905	-2	932	930	-2	960	989	1,019	1,049	49	1,081	1,113	1,146	142	1,181	1,216	-3
C	新潟	731	-176	753	753	0	776	799	823	847	-153	873	899	926	-79	954	982	-237
C	山梨	737	-170	759	759	0	782	805	829	854	-146	880	906	934	-71	962	990	-229
B	長野	746	-161	768	770	2	791	815	840	865	-135	891	917	945	-60	973	1,003	-216
B	富山	746	-161	768	770	2	791	815	840	865	-135	891	917	945	-60	973	1,003	-216
C	石川	735	-172	757	757	0	780	803	827	852	-148	878	904	931	-74	959	988	-231
C	福井	732	-175	754	754	0	777	800	824	849	-151	874	900	927	-78	955	984	-235
C	岐阜	754	-153	777	776	-1	800	824	849	874	-126	900	927	955	-50	984	1,013	-206
B	静岡	783	-124	806	807	1	831	856	881	908	-92	935	963	992	-13	1,022	1,052	-167
A	愛知	820	-87	845	845	0	870	896	923	951	-49	979	1,008	1,039	34	1,070	1,102	-117
B	三重	771	-136	794	795	1	818	842	868	894	-106	921	948	977	-28	1,006	1,036	-183
B	滋賀	764	-143	787	788	1	811	835	860	886	-114	912	940	968	-37	997	1,027	-192
B	京都	807	-100	831	831	0	856	882	908	936	-64	964	993	1,022	17	1,053	1,085	-134
A	大阪	858	-49	884	883	-1	910	938	966	995	-5	1,024	1,055	1,087	82	1,119	1,153	-66
B	兵庫	794	-113	818	819	1	842	868	894	920	-80	948	977	1,006	1	1,036	1,067	-152
C	奈良	740	-167	762	762	0	785	809	833	858	-142	884	910	937	-67	966	994	-225
C	和歌山	731	-176	753	753	0	776	799	823	847	-153	873	899	926	-79	954	982	-237
D	鳥取	693	-214	714	715	1	735	757	780	803	-197	827	852	878	-127	904	931	-288
D	鳥根	696	-211	717	718	1	738	761	783	807	-193	831	856	882	-123	908	935	-284
C	岡山	735	-172	757	757	0	780	803	827	852	-148	878	904	931	-74	959	988	-231
B	広島	769	-138	792	793	1	816	840	866	891	-109	918	946	974	-31	1,003	1,033	-186
C	山口	731	-176	753	753	0	776	799	823	847	-153	873	899	926	-79	954	982	-237
D	徳島	695	-212	716	716	0	737	759	782	806	-194	830	855	880	-124	907	934	-285
C	香川	719	-188	741	742	1	763	786	809	834	-166	859	884	911	-94	938	966	-253
D	愛媛	696	-211	717	717	0	738	761	783	807	-193	831	856	882	-123	908	935	-284
D	高知	693	-214	714	715	1	735	757	780	803	-197	827	852	878	-127	904	931	-288
C	福岡	743	-164	765	765	0	788	812	836	861	-139	887	914	941	-64	969	999	-220
D	佐賀	694	-213	715	715	0	736	758	781	805	-195	829	854	879	-126	906	933	-286
D	長崎	694	-213	715	715	0	736	758	781	805	-195	829	854	879	-126	906	933	-286
D	熊本	694	-213	715	715	0	736	758	781	805	-195	829	854	879	-126	906	933	-286
D	大分	694	-213	715	715	0	736	758	781	805	-195	829	854	879	-126	906	933	-286
D	宮崎	693	-214	714	714	0	735	757	780	803	-197	827	852	878	-127	904	931	-288
D	鹿児島	694	-213	715	715	0	736	758	781	805	-195	829	854	879	-126	906	933	-286
D	沖縄	693	-214	714	714	0	735	757	780	803	-197	827	852	878	-127	904	931	-288
	加重平均	798	-109	822	823	1	847	872	898	925	-75	953	981	1,011	6	1,041	1,072	-147

資料：全労連・国民春闘共闘委員会作成による。

り」政策の色彩が強いが、それはともかく、最賃3%引き上げで最賃の改善はどうなるのか。

全労連・国民春闘共闘は、最賃が毎年3%上昇したときのシミュレーションを発表した（表2）。

これによれば、加重平均で時給1000円に到達するのは2023年（1011円）であり、2017年から数えてあと7年後を待たねばならない。しかもこれは中小企業の生産性向上を前提とし、景気動向に影響され、政府当局が毎年3%引き上げる明確な確約もない⁽⁴⁾。また、3%程度の引き上げでは労働組合、エキタスなどが要求する時給1500円の達成など夢の夢である。

3) 格差最賃

第2の「格差最賃」とは、近年の最賃の地域格差が増大し、Aランク最高地域（東京）とDランク最低地域（2016年度、同年10月発効：沖縄、大分）の時給格差が932円対714円と218円にも広がり、近年の第三次産業、小売業、サービス業に従事する若い労働力はもちろん中高年パートも大都市部に移動し、地元に残らないことである。これは首都圏内部でも生じている。埼玉県と東京都は目と鼻の先であり、埼玉県では東京都並みの時給を提供しなければ、中小企業は必要な労働力を確保できない。最賃のこの地域格差は今日ではその格差の根拠を説明できない問題となっている。

4) 社会的標準の欠如

第3の、「社会的標準の欠如」とは、第1、第2と関連し、日本には最賃額がランクごとにバラバラで、一体どこが標準かさっぱり分からぬことである。この根本原因は「中賃目安」にある。全国の最賃をA～Dランクに区分け、ランク内の都道府県でも金額が違う。労働者を地域ごとに分断する側には大変好都合ではある。複雑で金額が異なる数字を見れば、誰でも自分の属する地域の水準のみ、せいぜい隣接県のみに関心を集中させ、

労働者を目線の狭さに追いやる。さらに日本の最賃の国際比較には、加重平均などを別途算出し、これをあたかも日本の最賃の標準水準に代位させている。なお、今日の雇用改革、労働時間改革もこの「多様化・非標準化」の方向に向かっている。

3 全国一律最賃制への道程

1) なぜ、全国一律最賃制が必要か

現状を改革するには、最賃を欧米諸国が実施しているように全国一律制にすることが有効である。同時に「事業の賃金支払い能力」（最賃法第9条2項）という決定基準、審議会委員の公正な任命の実現も必要である。ではなぜ全国一律制が必要なのか。

第1は、いうまでもなく、低賃金労働者の賃金の「底上げ」の意義である。A～Dのランクの差別の格付けをやめること、それをベースに地域活性化を進める必要性である。現状のような格差最賃は生計費、物価、（他の最賃決定基準においてすらも）、なんらの根拠もない。全労連・労働総研の調査結果では生計費には明確な地域間の共通性がある。生活できる最賃制への転換が急務である。地域間に生計費という共通の土台を据えられない最賃では企業による低賃金地域への資本移動に利用される。現在では民間だけでなく、政府までが低い地域の賃金を利用している。公務員の臨時職員や正規の初任給の抑制、低下に一役買っている。低い最賃地域の現状を放置せずそこを「生活の土台」として変革する必要性である。

第2は、均等待遇・「同一労働同一賃金」の真的実現にとって、憲法の「法の下の平等」（第14条1項）に抵触する最賃制の地域格差は揚棄すべきで、これなしには「同一労働同一賃金」にはならない。沖縄県のスーパー、チェーン店の労働者の仕事は東京でも北海道でも類似だが、なぜ大きな最賃格差があるのか。最賃が一律最賃になることは、男女、正規・非正規間の均等待遇の前提条件

件である。

第3は、「事業の公正競争」にあっても一律最賃が必要なことである。今日は最賃適用の多い第三次産業、サービス産業では各企業が安売りの過当競争でしのぎを削っている。地域での一部企業のダンピングを抑制し、適正価格を維持するためには賃金の土台（floor）をどこでも同一にする必要がある。それは「下請単価」「取引単価」を買いたたく大企業の横暴を規制することと密接に関連している。

第4は、最賃と団体交渉を結合させる必要性である。ILOは最賃制を団体交渉の代替物とせず、両者の効果的な組み合わせを図ることを奨励している。その際、「最賃制度を可能な限り簡素かつ運営可能なものに留めること」を奨励している⁽⁵⁾。ドイツの最賃制はこれを実行した。筆者は団体交渉（日本での春闘）において、一律最賃との結合はベア中心の賃金闘争のみから脱却させ、産業別最賃、職種別標準賃金・最低賃金など企業横断的な個別賃金闘争の目標をより分かりやすくさせると見ている。

第5は、最賃制を国際比較したILO報告では、地域最賃を残しているのは、日本、中国、インドネシア、フィリピン、ベトナム、カナダ、メキシコ、ベネズエラ、シリアという10ヶ国で、少数派であり、イギリス、フランス、アメリカ、を含め大半の国（59ヶ国）に全国一律最賃制がある、と指摘している⁽⁶⁾。

欧州諸国はもとよりアフリカ諸国の大半、アジアでもインド、パキスタンなど、近隣ではタイ、韓国でも全国一律最賃制を導入している。日本に全国最賃がないのは、「日本は先進国」などは耳元でそつと言うことになる。この制度がないことは国際的に見れば「日本の後進性」「日本の恥」というべきであろう。

第6は、全国一律最賃制の成立により、その水準が国民的最低限保障（ナショナル・ミニマム保

障）の梃子になることである⁽⁷⁾。日本の労働者は労働者だけではない。農業従事者や小規模経営の自営業主とその家族なども含まれる。あるいは近年増加している「フリーランス型」の労働者もいる。この層の多くは政府・大企業によるさまざまな規制緩和、市場・価格支配において悪戦苦闘している。全国一律最賃制をテコにその生活困難状態を改革する必要性がある。同時にフランス、オランダなどが実施している失業給付、公的扶助、児童手当など所得保障との連動やその目安としても機能することが可能となる。

2) 諸外国の全国一律最賃の動向

表3は2015年の主要国の最賃制を購買力平価と為替レートにより表示したものである。

各国は全国一律制を採用している。

〈フランス〉 最賃が際立って高いが、これは先進国で最も優れた最賃制である。つまり毎年7月1日、消費者物価上昇率とブルーカラーの実質賃金上昇率50%を加味し、格差縮小を意図している。全国団体交渉委員会の意見を参考に政府が改定する。なお年度途中でも物価が2%以上上昇すれば改定する。そのほか政策改定もある。最賃の水準は同国の正規のブルーカラー労働者の賃金の65%に達する。そのほか、失業給付や生活保護を受けても「その金額が最低賃金以下であれば、最低賃金レベルまで就労して収入を得ても、日本のように、収入をカットされるようなことはない」⁽⁸⁾。

〈アメリカ〉 1938年の連邦法（「公正労働基準法」）で規定された一律最賃がある。ただし金額を直接議会で決定する方式（国会方式）で、この水準は一旦決まると改定は容易ではなく、スライド制がないからインフレには対応できない。そのため最賃の実質価値低下は長期間続く。共和党は雇用喪失を理由に最賃引上げに反対し、現在7.25ドル（2009年改定）も変わっていない⁽⁹⁾。アメ

リカの富裕層の資産と所得の増大の反面、貧困層や中間層が疲弊し、それらの所得の増加が大きな運動になっている。運動団体「Fight For 15dollars」(F.F.15:「時給15ドルのための闘い」)は大企業やウォール街による富の偏在と不公正、貧困層の低賃金実態に対抗して「公正な賃金」(fair wage)を掲げ、労働組合(サービス従業員組合:SEIU)、地域住民、NPO、学生、中小企業事業者、宗教家などが支援し、デモ、ストライキなどで勢いを増した。その結果、州法での引き上げや市や郡レベルの生活賃金条例などが飛躍的に発展している。連邦最賃を15ドルに引き上げを目指すが、当面州、郡、市レベルなどに「迂回」し、条例などで実現している。

表4はアメリカの市レベルでの生活賃金条例について、州の主要都市で、15ドル以上の決定だけを筆者がピックアップしたものである。

生活賃金運動は当初は自治体と契約を結ぶ業者などを対象としたが、運動の理論的指導者スファニー・ルース女史によれば、2012年、ファストフード産業、ウォルマート、流通、倉庫業などのストライキ闘争が発展し、ウォルマートで働く労働者は時給15ドルの職種別最低賃金を確立した。生活賃金運動で獲得した時給は8ドル75セントから16ドルとさまざまであるが、近年2~3年かけて15ドル(1700円)にする自治体、郡が広がっている、としている⁽¹⁰⁾。

〈ドイツ〉 グローバル化、EU加盟によるドイツ資本の他国への進出と資本のコスト削減政策、東欧の安い外国人労働者の流入、社会民主党シュレーダー主導の労働市場改革、とくに「ハルツ改革」による国内における失業給付の削減や「ミニ

表3 各国最低賃金の比較(2015年)

	各国通貨表示	購買力平価による換算		2016為替レートによる換算(円)
		U.S.\$	円換算	
日本	780円	6.94	840	780
米国	7.25 U.S.ドル	7.23	875	789
フランス	9.61 ユーロ	10.90	1,319	1,156
ドイツ	8.50 ユーロ	10.21	1,236	1,023
英国	6.70 ポンド	8.17	989	990
韓国	5580 ウォン	5.44	659	523

注1: 購買力平価による換算は、2014年価格基準でデフレートした実質値。円への換算は、2015年の為替レート(121.1円/U.S.\$)による。

注2: 為替レートは、TTB(売り)+TTS(買い)の平均値。

資料出所: OECD(為替レートは、三菱UFJリサーチ&コンサルティング)。

表4 アメリカにおける15ドル以上の市、郡、州(2017年2月段階)

カルフォルニア州 (市と郡)	サンフランシスコ市	15ドル	2018年7月
	エメリービル市	16ドル	2018年7月
	ロサンゼルス市	15ドル	2020~21年までに
	ロサンゼルス郡	15ドル	2020~21年までに
	サンタモニカ市	15ドル	2020年7月
	パサデナ市	15ドル	2020年7月
	マウンテンビュー市	15ドル	2018年7月
	パークレー市	15ドル	2018年10月
ワシントン州 (市)	シアトル市	15ドル	2018~21年までに
	シータック市	15ドル	2014年1月
ニューヨーク州 (市と郡)	ニューヨーク市	15ドル	2018年までに
	ウエストチェスター郡	15ドル	2022年までに
	ロングアイランド	15ドル	2022年までに
首都	ワシントンD.C.	15ドル	2020年までに
ニューヨーク州	市内	15ドル	2018年末
	周辺	15ドル	2021年末
カルフォルニア州		15ドル	2022年

資料:ステファニー・ルース「新自由主義における労働組合の力の構築」および同氏「米国最新事情」『月刊全労連』No.224, 237.「赤旗」2016年2月6日号などによる。

ジョップ」(月額450ユーロ以下、所得税、社会保険料の免除)の創出と急増(2015年6月で673万人)による労働市場の不安定化が進展した⁽¹¹⁾。

組合組織率の低下(1996年約70%から2013年約52%)において、企業別協約の増加や協約未

適用層も増加し、産業別協約の機能の低下が発生するなか、食品、飲食、旅館業などを組織する労働組合などの強い要求、DGB（ドイツ労働総同盟）の全国最賃確立の方針化と運動、左翼党の躍進やメルケルを首班とした大連立政権の成立という複雑な政治過程において、2015年1月1日、18歳以上の成人時給8.5ユーロ（約1236円）の全国一律最賃制が実現した。その水準は、財界などが主張していた失業は問題にならず、女性や旧東ドイツの労働者の賃金引上げに貢献したと言われている⁽¹²⁾。

2017年1月1日以降は4%引き上げられ8.84ユーロに改定の予定である。なお、ドイツの最賃決定機構は議長1名、労使委員各3名、諮問委員（学識者代表。議決権なし）2名で構成され、連邦労働社会省に勧告する役割を担う⁽¹³⁾。

ドイツの特徴は産業別協約の機能低下を補いつつ、低賃金層の増大に寄与する一津最賃制が希求

されたといえよう。経過はともかく、欧州の有数の先進国に全国一律最賃が成立した意義は限りなく大きい。

〈イギリス〉 ブレア労働党政権になって初めて全国一律最賃制を導入したイギリスでは、表5の左のように現在21歳以上の「成人賃率」は、6.7ポンド（992円）である。「ナショナル・ミニマムウエイジ」としている。これは2016年10月より時給6.95ポンド（1029円）になる。

他方で21歳未満の労働者には年齢別減額最賃となっている。（18～20歳は表示の5.30ポンドから5.55ポンドへ引上げ）

労働党政権から代わった保守党政権は、財政難打開に緊縮政策を実施し、社会保障関連給付を削減するなかで、新たに25歳以上の成人に適用する「全国生活賃金」（2016年4月から時給7.2ポンド：約1066円）を制度化した。全体像が複雑なので、筆者が表5に表示した。

表5 イギリスにおける最低賃金の種類・生活賃金の時間額（2016年5月時点）

	全国一律最低賃金 National Minimum Wage : NMW			生活賃金 Living Wage : LW		全国生活賃金 National Living Wage : NLW
	実施時期	1999年	2005年	2011年	2016年4月	
適用対象	21～24歳 (成人賃率) (成長の賃率)	18～20歳 (発展の賃率)	16～18歳 ロンドン	ロンドン以外	25歳以上	
金額	£ 6.70	£ 5.30	£ 3.87	£ 9.40	£ 8.25	£ 7.20
£ 1 ≈ 148円	992円	784円	573円	1391円	1221円	1066円
注釈	成人賃率は 2010年以降 22歳以上か ら21歳以上 へ	当初18歳か ら21歳		法定ではなく非営利団体が雇用主に自主的に導入を促す（導入企業は認証制度）		* 2017年4月以降£7.5を予定(1110円) * 2020年時給£9(1332円) 中央値の60%をめざす
	その他の減額制 18歳未満£3.87 徒弟は£3.30	大ロンドン府による算定 ①生活費 ②平均所得 ①+②の中間額+加算額	「最低所得水準」方式 (minimum income standard) 必要最低限の生活水準の市民の意識を調査。これに基づき、生活費を計算。 独身から子ども4人の世帯まで9タイプの世帯を設定⇒ ⇒必要最低限の消費に要する費用を元に「最低所得水準」を決定+住宅費+カウンシル税を加え世帯タイプごとの生活費を出し世帯数の加重平均する		* 保守党政権の「福祉改革」と関連 「福祉改革法」(2012年3月成立) * 税財源による6つの給付 (①求職者給付(所得調査制) ②雇用支援給付(所得調査制) ③所得補助 ④住宅給付 ⑤児童税額控除 ⑥就労税額控除) ⇒普遍的給付(Universal Credit)に再編 * 福祉給付に上限設定⇒上限額カップル及び1人親は週当たり500£又は年間£2万6000(税引き後)。単身者は週当たり£350 * 児童手当(2015年で毎週第1子£20.70 第2子以降£13.70)別途支給	

資料：<https://gov.UK/National minimum-wage rate>、労働政策研究・研修機構「海外労働情報」などを参考にして筆者が作成。
円換算は2016年末の為替レートを使用。

表のように、最低賃金は21歳以上と全国生活賃金25歳以上の2本立てであり、生活賃金はロンドンとそれ以外の地域に分けられ計算方法が違う⁽¹⁴⁾。

全国生活賃金は保守党政権が財政を逼迫の原因とされた税額控除の削減などの福祉改革を実現させる意図で、いわばそのバーターとしたものである。25歳以上に対して時給7.2ポンド、これを将来的には時給9ポンドに引き上げ、最賃の中央値60%を目指す、というものである。これは25歳以上の「最低賃金」である。真ん中の「生活賃金」はロンドンのように、物価が高く全国一律制ではカバーできない地域からはじまり、その他の地域にも波及した。これはアメリカで展開しているリビングウエイジ運動、その生活賃金とは異なる。アメリカは条例による最低賃金の引き上げであるが、イギリスのそれは表示のように条例という形をとらず、企業の自主性を尊重している。この水準を守る企業は優良企業として「認証」され、社会的に評価される。

4 日本の現状からの課題

以上、全国一律最賃制確立の意義、諸外国の簡単な状況スケッチから、今の日本の最賃制が全国一律制を阻んでいる条件を検出し、かつそこで克服すべき政策課題について、筆者なりの主張を挙げたい。

第1は、全国一律制を回避し、分断的な、バラバラな最賃を依然として維持している財界や安倍内閣・厚生労働省当局のスタンスである。日本の現状は貧富の格差拡大、ワーキングプアの増加、中間層の「疲弊」という状況に確実に向かっている。「生活できる最低賃金」のために、最賃を大胆に上げる抜本改革が運動主体にはとくに必要な時代である。

第2は、以上と関連し、とくに中賃「目安」の問題である。

この制度の発足は、1975年の労働4団体共闘、4野党（社会・共産・公明・民社）共同法案における全国一律最賃制の法制化要求を、中賃が逆に利用し、1978年から「全国的整合性」の論理で体制側に取りこんだ制度であり、この仕組みが惰性的に長期間続いている。中賃は決定機構でもないのに、事実上地賃の金額決定を拘束している。「全国的整合性」の論理は最賃の地域格差縮小には無力であった。「目安」などとして金額の絶対額を示さず、引上げ額なるもので誘導する。しかも現行最賃法にも明文化した規定はない。足がない幽霊のような存在が事実上実権をもって動いている。A～Dの地域ランクづけも、誘導指標としての30人未満の零細企業賃上げ率（「賃金改定状況調査」）の仕組みもこの制度が生み出したものである。

だが情勢はかつてと今日では大きく変動している。例えば大店舗法の廃止などによる規制緩和で、地域の商店街、零細企業は疲弊し、小売り、流通部門は大企業が支配するチェーン店、大型店が主体となるように変貌している。居酒屋の「和民」が全国で最賃額そのものの求人広告を出していたことが国会で問題にされた⁽¹⁵⁾。最賃額そのものの求人は「最低賃金の最高賃金化」であり、法違反ではなくても最低賃金の本旨にもとる。最低賃金法は労働基準法を継承した「最低限賃金」であり、最賃額以上を支払うことを意味している。関連して、最低賃金の主な対象を小零細企業だけに絞る政策は見直すべきである。

第3は、上記の問題と関係して、最低賃金法の決定基準（法第9条2項）にある支払能力規定の問題性である。この基準はそもそも生計費のように計測や算定が困難である。近年の低賃金のパート・アルバイトなどの人手不足で地元の小零細企業は人材確保上大手を上回る時給を払う例も少なくない。小零細企業のためというより大企業を有利にさせる規定に変化した可能性、という感すら

表6 就業形態別地域別最低賃金と賃金水準（2005～2014年）

項目 年	地域別最低賃金 (全国加重平均 時間額)	産業計・事業所規模30人以上							
		一般労働者				パートタイム労働者			
		所定内給与 (月額) ①	所定内 労働時間 ②	時間当たり 所定内給与 ④=②/③	時間額比 ①/④	所定内給与 (月額) ⑤	所定内 労働時間 ⑥	時間当たり 所定内給与 ⑦=⑤/⑥	時間額比 ①/⑦
平成17年	(円) 668	(円) 324,730	(時間) 152.5	(円) 2,129	(%) 31.4	(円) 93,614	(時間) 94.0	(円) 996	(%) 67.1
18年	673	325,736	153.2	2,126	31.7	95,414	94.5	1,010	66.6
19年	687	323,054	153.4	2,106	32.6	97,212	95.8	1,015	67.7
20年	703	324,467	152.7	2,125	33.1	97,736	94.8	1,031	68.2
21年	713	318,261	149.9	2,123	33.6	96,698	91.5	1,057	67.5
22年	730	319,267	151.6	2,106	34.7	97,890	92.8	1,055	69.2
23年	737	319,862	150.8	2,121	34.7	98,411	92.6	1,063	69.3
24年	749	319,011	152.7	2,089	35.9	99,651	93.9	1,061	70.6
25年	764	318,509	151.2	2,107	36.3	99,136	92.7	1,069	71.5
26年	780	320,864	150.8	2,128	36.7	99,282	92.1	1,078	72.4

注：時間当たり所定内給与および時間給比は労働基準局労働条件政策課賃金時間室にて算出。

資料：厚生労働省『毎月勤労統計調査』。

ある。やや古いが中小零細企業経営が経済環境に左右されるデータがある。そこで経営上の障害は、何と言っても「販売不振・受注の減少」であり、「同業他社との競争」「人材不足」「原材料・仕入価格の高騰」「製品価格（販売価格）の下落」が続く。「人件費の増大」はさしたるウエイトではない。中小企業経営者はひたすら人件費削減を追求しているわけではない。むしろ優秀な人材の確保に期待している。経営上の障害の懸念には、「出荷額」「付加価値」を脅かす要因の方が大きい⁽¹⁶⁾。この阻害要因を除去することこそが大事であり、最賃決定に「事業の支払い能力」をわざわざ規定する必要はない。

第4は、A B C Dランクに格付けた地域別最賃の矛盾、限界の露呈である。同じ移動、流動でも、資本は低賃金地域を目指すが、労働力は高賃金地域を志向する。低賃金地域で働く労働者にとっては、しごく当然の選択であり、現行の都道府県別の現行のランクづけは根拠がなく、とくにC、Dランク地域での固定化は若者の減少、人口流出、地域崩壊などその弊害が顕著に表れている。平均賃金に地域間格差があっても最低賃金の地域間格差を許すべきではない。ただし、いうまでもない

ことだが、全国一律になっても、現行のC、Dランク水準のまでの一律制は絶対にダメである。一律最賃でも低い額に収斂されることは意味がない。

当面1000円以上、1500円を目指す必要がある。時給1000円以上は現在でも不可能な水準ではない。表6は、労働省労働基準局作成のデータである。これは「毎月勤労統計調査」の事業所規模30人以上の数値である。

表のように、パートタイム労働者でも平成18年（2006年）以降、平成24年（2014年）に至るも時給は1000円を超えている。所定内給与表示であり、最賃額には通勤手当、家族手当、精・皆勤手当は除外されていることに考慮したい。同表では所定内労働時間はおおむね150時間である。神奈川の最賃裁判では原告は政府の計算方式を批判し、時給1000円以上、労働時間150時間計算にするように主張した。当局は問答無用で現在まで無視した。時給額、労働時間は資料からも最賃裁判の原告の主張の正当性が裏づけられる。

また、近年の人手不足による市場価格としての時給の上昇はさらに顕著である。当面の目標である最賃時給1000円以上の可能性は広がっている。

全国一律制をめぐる今後の課題 —むすびにかえて

日本政府（安倍内閣）は日本での低所得者の広がりとその現状において、財界ばかりに目を向け、貧困の克服、ワーキングプアの解消、国民生活の保障を構築せず、「企業の稼ぐ力の強化」ばかりを強調してきた。その結果、「貧困層」の可視化、「中間層の疲弊」において、安倍首相が行ったわずか3%程度の引き上げで済むものではない。日本の最賃制の抜本改革が求められる情勢になっている。

近年とくに顕著になっている東京圏など大都市部への人口の集中、地方の人口減少、若者の地方からの流出において、これを抑えるには、地域の特殊な一部の企業を誇大宣伝することだけではなく、どこでも労働者・労働者が日々生活できる賃金・所得の最低限を確立することではないか。全国一律最賃制の確立はそのためのテコになりうる。むろん地域の「疲弊」はひとえに最賃制のみではなく、地域活性化の課題—地域の産業をどう再生、活性化させるか、という地域おこし、産業政策のあり方とも連動している。この点では近年注目されている「地域循環型産業構造」⁽¹⁷⁾の動向にも注目したい。同時に全国一律最賃制の確立はそのためのテコになりうる。

また、近年時給1500円以上の要求が若者を中心に提起され、生計費との関連においてその要求の正当性が認知されている。ただし、要は「要求の正当性」だけではなく、それを実現させる運動主体の展開いかんであろう。これは現段階では率直に言って簡単ではない。

諸外国の事例を見れば、どの国でも一律最賃制の成立には労働組合や市民階層の切実で多彩なキャンペーン活動がある。要はその意義を広める世論形成であり、法案を実現させる国会での野党の共闘である。現時点では野党共同法案には貧困

と格差をなくすテーマに最賃制問題は登場していないが、若者などの貧困層の増大、「中間層の疲弊」の現実は今後も間違いなく日本社会を覆うテーマである。アベノミクスの破綻において、労働者・消費需要の拡大、そのための有効な賃金競争、生活できる全国一律最賃制の確立が必須である。

全労連は2016年12月、「2017年国民春闘方針」を掲げた。そこでは賃金底上げの中心課題として「人間らしく暮らせる全国一律最賃制の実現」を据えた。「8時間普通に働けば、人間らしい最低限の生活ができるこそ賃金であり、そうしてこそ経済もうまく回る」という「太い合意」を構築する、とした。具体的には「全国どこでも月額22～23万円+α（時給1500円程度）が必要ということの周知と理解」である。

国会での野党や超党派の共同とともに、労働組合間の連携、地域における市民団体の賛同や、特に直接の利害当事者の一翼にある中小企業経営者との共同、協議も不可欠であろう。業者において最賃が大幅に引き上がることによる経営への懸念を払拭し、この課題に向けて積極的に賛同するための最大の要件は、大手による「不公正取引」の解消ではないか、と筆者は考える。下請単価の恒常的切り下げ、大手による不当廉売や買いたたきなどを厳格に規制し、中小企業の取引単価を適正にさせること、それにより、適正利潤の保障、過当競争からの防衛による秩序ある公正競争の確保、中小企業部門での最賃水準を率先して引き上げる方途を追求すべきである。業者との地道な協議で「取引単価の算定基礎」に全国一律制を導入させる意義の重要性も指摘しておきたい。

（おごし ようのすけ・代表理事・國學院大学名誉教授）

（注）

（1）ロバート・B・ライシュ著（雨宮寛、今井章子訳）『最後の資本主義』2016年、東洋経済

- 新報社、第14章（ワーキングプアの台頭）
176～186頁。
- (2)拙稿「非正規・低賃金層の増大と最低賃金制の問題」『労働総研クオータリー』2016/2017年秋・冬号、第4章。
- (3)この点の指摘は後藤道夫「最賃1500円運動—その大きな背景と変化」「賃金と社会保障」第1660号、2016年6月下旬号、を参照。
- (4)第1次安倍内閣時2007年3月、政府の「成長力底上げ戦略推進円卓会議」において「最低賃金の引き上げと中小企業の生産性向上に向けて政労使一体になって取組む」という合意がある。2010年の政府目標は中小企業への支援と連携して「2020年までの目標」の設定として、「できる限り早期に全国最低800円を確保し、景気状況に配慮しつつ、全国平均1000円を目指すこと」とした。この方針は現安倍政権でも「堅持」(2014年8月1日当時の田村憲久・厚生労働相発言)である。だが、日本弁護士連合会(日弁連)によれば、安倍内閣は「年率3%を目途して名目GDPの成長に配慮し引きあげていく。これにより全国加重平均が1000円になることを目指す」(2016年6月閣議決定)とし、最賃引上げの後退を指摘している(日弁連発行のパンフによる)。
- (5)ILO「世界賃金報告」2009年1月、労働政策研究・研修機構データベースによる。
- (6)筒井晴彦『働くルールの国際比較』2010年、学習の友社、85頁。
- (7)全国一律最賃制とナショナル・ミニマムについては森治美「全国一律最賃制を軸とした社会的賃金闘争へ」『経済』No.253、2016年10月号、がある。
- (8)労働総研仏英調査団『フランス、イギリス働くルールと生活保障の最新事情』労働総研ブックレットNo.1、2011年、本の泉社を参照。
- (9)岡田則男「オバマ政権下の『貧困との戦い』『労働クオータリー』No.97、2015年冬号を参照。
- (10)スマニー・ルース「新自由主義世界における労働組合の力の構築」『月刊全労連』No.224、2015年10月号12頁(訳者は布施恵輔、名取学氏)。
- (11)片岡正明「労働協約の国での全国一律最賃制の確立」『労働総研クオータリー』No.97、2015年冬号を参考にした。
- (12)この間の経過は、岩佐卓也『ドイツの労働協約』2015年、法律文化社、第4章(協約賃金の低水準化—N G Gと法定最低賃金)に詳しい。
- (13)労働政策研究・研修機構「ドイツ」2015年1月、2016年7月。
- (14)その概要是労働政策研究・研修機構「海外労働情報」2015年10月。ロンドンについては岸道雄「ロンドンリビングウエイジに関する考察」『政策科学』(立命館大学政策科学部)20-2、2013年2月がある。
- (15)この資料は森岡孝二『雇用身分社会』2015年、岩波新書、221頁に収録されている。
- (16)神奈川県中小企業団体中央会『神奈川県の労働事情:平成24年度中小企業労働事情実態調査報告書』(調査時点平成24年7月1日)。
- (17)吉田敬一「グローバル循環型経済に対抗する地域活性化、ローカル循環型経済への展望」『月刊全労連』No.241、2017年3月号、松丸和夫・吉田敬一・中島康浩『地域循環型経済への挑戦』労働総研ブックレットNo.5、本の泉社。なお、藤田実「日本資本主義の蓄積基盤の変容と財界戦略・アベノミクス」(上記(2)『労働クオータリー』の提言)も参照。